新潟市水道局請負工事検査要綱　新旧対照表

新	旧	備考
第１条～第３条（略） （検査職員） 第４条　契約規程第３７条第２項に定める検査職員（以下「検査員」という。）は、次のとおりとする。 （１）　（略） （２）　指定検査員　技術管理室長が必要と認める場合において、専門検査員以外のなかから指定した（係長相当以上の職にある）者をいう。 第５条～第１５条（略）	第１条～第３条（略） （検査職員） 第４条　契約規程第３７条第２項に定める検査職員（以下「検査員」という。）は、次のとおりとする。 （１）　（略） （２）　指定検査員　技術管理室長が必要と認める場合において、総務部技術管理室以外のなかから指定した（係長相当以上の職にある）者をいう。 第５条～第１５条（略）	